

2021年4月26日

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、影響を受けられているお客さまに対しまして、下記の特別措置をいたします。

記

特別措置の内容

(1) 保険料の払込猶予に関する取扱い (2021年4月26日)

当該感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出により、保険料のお払込猶予期間を、2021年10月31日まで延長いたします。

(2) 契約者貸付の手続きに関する取扱い

契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。【継続】

(3) 保険金等の支払手続きに関する取扱い

保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。【継続】

(4) 入院給付金に関する取扱い

本来入院による治療が必要であったものの、当該感染症の影響により入院治療が開始できず、医師の管理下で自宅やその他施設で療養した場合や、当初の予定より早い退院を余儀なくされた場合は、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。【継続】

以上